



平成 19 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社カッシーナ・イクスシー
代表者名 代表取締役社長 月岡 和夫
(JASDAQ・コード番号：2777)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 小林 要介
電 話 03-5725-4171

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 28 日開催予定の第 28 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- ① 株主の有する単元未満株式の権利を明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第9条)
- ② インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネット開示することにより、みなし提供に関する規定を新設するものであります。(変更案第15条)
- ③ 株主総会における代理人による議決権行使について、代理人の数及び代理権を証明する方法を明確化するものであります。(変更案第17条)
- ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の決議について必要が生じた場合に、書面または電磁的記録によりその承認を行うことを可能にするため規定を新設するものであります。(変更案第28条)
- ⑤ 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な定めを加除・修正及び移設などを行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされることから、これらに対応する所要の変更を行うものであります。

- ① 当社は、取締役会を置く旨の定め（変更案第19条）
- ② 当社は、監査役を置く旨の定め（変更案第31条）
- ③ 当社は、株式に係る株券を発行する旨の定め（変更案第8条第1項）
- ④ 当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め（変更案第10条第1項）

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 28 日

以 上

別 紙

(下線部分が変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社カッシーナ・イクスシーと称し、英文では CASSINA IXC. Ltd. と表示する。</p> <p>(本店の所在地) 第2条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(目 的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 家具及びこれに関連する製品の購入、輸入、施工、販売及び輸出 (2) 厨房設備の購入、輸入、施工、販売及び輸出 (3) 照明器具、絨毯、布地、織物、食器、家庭雑貨、事務用品の購入、輸入、施工、販売及び輸出 (4) 化粧品及び医薬部外品の購入、輸入、販売及び輸出 (5) 不動産の賃貸、売買、仲介及び管理 (6) 美術品類の購入、輸入、販売及び輸出 (7) インテリアデザイン、工業デザインの企画、実施、管理 (8) 医療機器、医療用具の開発、製造、購入、輸入、販売及び輸出 (9) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>1,305,000株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (同 左)</p> <p>(本店の所在地) 第2条 (同 左)</p> <p>(目 的) 第3条 (同 左)</p> <p>(公告の方法) 第4条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,305,000株</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式数は10株とする。</u> 2 当社は1単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の<u>単元株式数は、10株とする。</u> (削 除)</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。 2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</u> 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する請求、届出、申出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により、社長がこれを招集し議長となる。</u></p> <p>2 <u>社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、</u>取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、<u>毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年1月1日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第 343 条の規定によるべき決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、他の議決権のある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は 11 名以下とする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席しその議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p>第19条 当社は取締役会を設置する。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (同 左)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第16条 <u>取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 2 <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第17条 <u>当社は2名以内の代表取締役を定める。その内1名を社長とする。必要に応じ取締役会の決議により専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(業務執行) 第18条 <u>代表取締役は取締役会の決議に従って当社の業務を統轄する。専務取締役または常務取締役は代表取締役を補佐する。</u></p> <p>(取締役の任期) 第19条 (1) <u>取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (2) <u>補欠または増員で選任された取締役の任期は現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第21条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u> 3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> 3 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名選定し、また必要に応じ取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(業務執行) 第23条 (同 左)</p> <p>(取締役の任期) 第24条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。</u> 2 <u>補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第21条 取締役会の招集通知は会日よりも少なくとも3日前までに各取締役及び監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第5章 監 査 役 (新 設)</p> <p>(監査役の員数) 第23条 当社の監査役は、3名以下とする。</p> <p>(監査役の選任) 第24条 監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 (同 左)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第27条 <u>取締役会の決議は、取締役会の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(取締役会決議の省略) 第28条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会規程) 第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監 査 役 (監査役の設定) 第31条 <u>当社は、監査役を設置する。</u></p> <p>(監査役の員数) 第32条 (同 左)</p> <p>(監査役の選任) 第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第26条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期) 第27条 当社の営業年度は毎年1月1日から12月31日までとし各営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第28条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当金) 第29条 当社は取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当金」という)をなすことができる。</u></p> <p>(除斥期間) 第30条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。</u> 2 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第37条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第38条 当社は、取締役会の決議により毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間) 第39条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>